

# 家族従業者の働き分を経費として認めない 所得税法第 56 条の廃止を求める請願

## 【請願趣旨】

所得税法第 56 条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）として、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間 86 万円、家族が同 50 万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第 57 条）と言われますが、青色申告は税務署長への届出・承認を前提にした納税者への「特典」にすぎません。働いている実態があり、商売に応じた記帳を行っているにもかかわらず、申告の仕方によって、納税者を差別しているのが実状です。

国連女性差別撤廃委員会は 2024 年、「女性の経済的自立を促進するため、所得税法第 56 条を改正し、女性の家族経営企業での労働を認める」ことを日本政府に勧告しました。

「56 条の廃止等を求める意見書」は、全国 570 を超す自治体で採択されています。日本弁護士連合会（日弁連）や税理士団体からも意見書が出されるなど、男女平等を求める国内外の女性運動との共同・連帯で、世論と運動が広がっています。

56 条は明治時代の家父長制的「世帯課税」を引き継ぐものです。ジェンダー平等の考え方からも、人権問題として差別的税制をこれ以上放置せず、家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、56 条は廃止するべきです。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

## 【請願事項】 1、所得税法第 56 条を廃止すること

| 氏 名 | 住 所        | 名前、住所は郡や丁目、番地などを省略せず、一人ひとり明記してください。「同上」「〃」、鉛筆使用は無効です。 |
|-----|------------|---|
|     | 都・道<br>府・県 |   |

この署名は国会請願の目的以外には使用しません

全商連婦人部協議会 〒171-8575 東京都豊島区目白 2-36-13 電話 03-3987-4391

取扱団体

2025 年 1 月